

平成23年 第6回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年4月14日（木）午前9時56分

場 所：教育委員会室

平成23年4月14日

## 東京都教育委員会第6回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 報 告 事 項

- (1) 平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について
- (2) 就学前教育カリキュラムについて
- (3) 東日本大震災に伴う東京都教育委員会の支援活動について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
（書記）	総務部教育政策課長	黒田 浩利

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年第6回定例会を開会いたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、産経新聞ほか合計5社から、個人は合計6名から取材・傍聴の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。—〈異議なし〉—では、許可いたします。

入室をしていただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 3月10日開催の前々回第4回定例会会議録につきましては、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第4回定例会の会議録につきましては御承認いただきました。

前回3月24日開催の第5回定例会及び3月30日開催の臨時会会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

## 委員長職務代理の指定

【委員長】 次に、委員長職務代理の指定についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、「委員長に事故等があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行

う。」と規定されております。委員長職務代理者につきましては、2名指定しておりますが、高坂節三氏が平成23年3月10日付けで教育委員を退任されましたため、現在、委員長職務代理者が1名となっております。

そこで、竹花委員に、委員としての任期でございます平成23年9月30日まで、委員長職務代理第二順位をお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——  
〈異議なし〉 —— それでは、皆様の御了解をいただいたということで、竹花委員、よろしくお願いたします。

(午前11時05分)

【委員長】 再開いたします。

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 取材・傍聴関係でございます。報道関係は、産経新聞ほか合計5社から、個人は合計6名から取材・傍聴の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。―〈異議なし〉―では、許可いたします。

入室をしていただいでください。

傍聴の皆様方に関しまして、こちらで大変なミスをしてしまったことに対して心からお詫び申し上げます。その間の事情につきまして、担当課長から説明させます。

【教育政策課長】 教育政策課長の黒田でございます。状況を説明します。

本日は、開会予定の10分前に新任幹部の紹介がありました関係で、傍聴人の皆様方には廊下でお待ちいただいでおりました。紹介が終わった後に教育委員会が開催されるわけですが、職員の入替わりが終わった後、担当の者が私に合図をすることになっております。その合図がありましたので、傍聴人の方も含めて皆様方が入ったと認識して、委員長に、揃いましたと合図を送りました。

しかしながら、今回、皆様方が入室していない状況でこの合図を誤認してしまい、結果として、教育委員会が開会しているにもかかわらず、皆様方に外でお待ちいただくことになったことにつきましては、事務局のミスですので、この場を借りてお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

以後、このようなことがないように気を付けたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】 では、議事に入ります。

## 報 告

(1) 平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について

【委員長】 報告事項（1）平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について、説明を指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 報告資料（1）に基づき、平成24年度使用都立高等学校用の教科書採択について御説明申し上げます。

都立高等学校等で使用する教科書採択については、平成14年度に決定した方針に基づいて行ってきており、平成24年度使用の都立高等学校等で使用する教科書採択についても、昨年同様、今回御提示申し上げている本報告資料をその採択方針とするものでございます。

「1 教科書採択に当たっての留意事項について」に4点示してあります。（1）として、採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行う。以下、（2）、（3）、（4）と示してありますが、これらの留意事項についてもこれまでと同様でございます。

「2 教科書の調査研究について」です。（1）の調査研究の対象となる教科書について御説明申し上げます。現行の学習指導要領に基づき、新たに文部科学省の検定を経た教科書が1点ありました。これは、英語のオーラルコミュニケーションⅡについて調査研究を行うというものです。

続きまして、高等学校の新学習指導要領の先行実施として、数学と理科が来年度から始まりますので、新たに文部科学省の検定を経た教科書、数学47点、理科40点、合計87点について調査研究を行うものでございます。

（2）の調査研究の項目ですが、都立高等学校等で使用する教科書については、新学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、各教科書の特徴が明瞭にわかるように、次の項目を調査研究するとしております。アとして「内容」、イとして「構成上の工夫」です。

なお、今までは3項目にわたり調査研究をしていましたが、平成22年度に実施した

小学校用教科書調査研究と同様、高等学校においても単なる数字データの列挙となる項目は整理し、2点に絞らせていただきました。

(3)として、教科書調査研究資料は都立高等学校等に配布していきます。

「3 教科書の採択について」は、東京都教育委員会における教科書の採択については、これまで同様、説明申し上げた調査研究資料を活用し、調査研究資料及び教科書、各学校の選定結果等を総合的に判断し、都立高等学校等で使用することが適当と認められた教科書を当委員会において採択するものでございます。

「4 教科書の選定について」は、都立高等学校等に各教科書選定に当たっての留意事項を示したもので、これまで同様、教科書選定については都立高等学校長に責任と権限があることを示した上で、(1)から(4)まで示しております。(1)として、「教科書選定委員会(仮称)」を設置すること。(2)として、東京都教育委員会が作成する調査研究資料を活用し、各学校で調査研究を行うこと。(3)として、その上で各学校の生徒の実態を踏まえて、最も適切な教科書を選定すること。(4)として、教科書の選定後、選定結果について東京都教育委員会に速やかに報告すること、というものでございます。

今後の予定ですが、本日御報告しました方針を各都立学校等の校長に速やかに通知するとともに、教科書選定事務について説明会を行う予定でございます。そして、各学校の選定結果を受け、審査を行った上で、採択議案として教育委員会に上程させていただく予定でございます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの報告に対して、何か御質問、御意見がございますか。よろしいですか。――〈異議なし〉――それでは、本件については、報告として承ったことにさせていただきます。

## (2) 就学前教育カリキュラムについて

【委員長】 報告事項(2)、「就学前教育カリキュラム」について、説明を、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 報告資料（２）に基づき、「就学前教育カリキュラム」について御説明申し上げます。

なお、説明に先立ちまして、昨年４月２２日の教育委員会における配付資料として、「就学前教育プログラム」を作成してお示ししました。このプログラムは、幼稚園・保育所と小学校との連携の方策を明らかにしたのですが、今般、保育所や幼稚園において小学校生活の基礎となる力を幼児が身に付けられるよう、０歳児から５歳児までの発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育課程として「就学前教育カリキュラム」を作成しました。

報告資料（２）に、作成の経緯が左側の小さなボックスに示されております。「子供の育ちの現状」ということで、生活習慣が身に付いていない、他者との関わりが苦手、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力の低下など、いわゆる「小１問題」発生への対応が課題となっております。

右側に「保育所・幼稚園等の指導の現状」として示しておりますが、保育所保育指針や幼稚園教育要領が大綱的であり、学びを中心とした総合的な指導となっているため、指導の内容や方法などが個々の保育者の力量に任されがちであること。保育者が、遊びの中で子供が経験している内容の理解が不十分であること。入園前の子供の発達や学びの理解、小学校以降の教育の見通しなどを踏まえた指導が不十分である。こうしたことが指摘されておりました。

一方、国においては、平成１８年１２月に新たに教育基本法を改正し、幼児教育について第１１条に新たに規定したものがあります。それに基づき、平成２０年には新しい保育所保育指針、幼稚園教育要領が告示され、東京都教育ビジョン（第二次）に「小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実」を位置付けており、「生きる力の基礎」を培う保育・教育の充実に努め、今般の「就学前教育カリキュラム」の開発となったものでございます。

作成の基本方針として、小学校教育との接続を図るため、義務教育で育てる確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった生きる力を基にして、乳幼児期に培う「生きる力の基礎」を明らかにすることが１点目。乳幼児期に「生きる力の基礎」を培うために発達や学びの連続性を考慮して、０歳児から５歳児の発達に応じて確実に経験

させたい内容を明らかにすることが2点目。こうした基本方針を持ち、「生きる力の基礎」と、それを身に付ける上で子供に確実に経験させたい内容について示してございます。

乳幼児期に培いたい「生きる力の基礎」として大きく3点あります。まず、知識や技能に加えて、思考力、判断力、表現力など、確かな学力につながる資質・能力を「学びの芽生え」として、目的に向かって繰り返し考えたり、試したりしながらやり遂げる、身近な物や用具などの性質や仕組みを生かして課題に取り組む、などを示してありますが、子供に確実に経験させたい内容の視点として「思考・言葉・創造」とまとめました。

2点目ですが、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心などといった豊かな人間性につながる資質・能力を「人とのかかわり」として、友達と互いの良さを感じながら協力したり、解決策を考えたりしながら遊びを進める、相手も自分も気持ちよく過ごすために、してよいことと悪いことを考えて行動するものとして示して、子供に確実に経験させたい内容の視点として「協同・信頼・規範」とまとめました。

3点目ですが、たくましく生きるための健康・体力につながる資質・能力を「生活習慣・運動」として、衣服の着脱、食事、排せつ、片付けなど自分のことは自分でする、自ら進んで遊ぼうとする、こうしたものについて確実に経験させたいということで「基本的な生活習慣・運動」とまとめました。

合計8項目の視点で、「就学前教育カリキュラム」である保育・教育課程についてまとめました。

内容の構成として、第1章、第2章、第3章とあり、第1章「総説」は、カリキュラム本文の6ページからで、それをまとめたものが報告資料（2）の資料1になります。

第1章「総説」では、「0歳児から5歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容」というもので、報告資料（2）の2枚目では0歳児から2歳児まで、3枚目では3歳児から5歳児までをまとめてあります。

なお、2枚目と3枚目は、「生きる力の基礎」ということで三つの区分、八つの小さな視点を示し、それぞれ発達段階ごとに0歳児から示しております。2枚目の資料

で説明しますと、「おおむね6か月未満」、「おおむね6か月から1歳3か月未満」、「1歳3か月から2歳未満」、「おおむね2歳」と分けてあり、3枚目の資料では、「3歳児」、「4歳児」、「5歳児」と続きます。

例えば「学びの芽生え」の「言葉」の欄を横に御覧ください。「おおむね6か月未満」であれば、機嫌の良いときには盛んに喃語<sup>なんご</sup>で話す。「おおむね6か月から1歳3か月未満」は、保育者のすることに興味を持って、動作をまねたり、いろいろな音声や音節を繰り返したりする。「1歳3か月から2歳未満」の場合は、保育者の話しかけや絵本を読んでもらうことなどにより言葉を理解したり、簡単な単語を使ったりする。「おおむね2歳」では、保育者を仲立ちとして、生活や遊びの中で簡単な言葉でのやり取りを楽しむ、話しかけられることを喜び、自分も同じ言葉を使ってみようとするなどの発達過程があります。

3枚目の同じ「言葉」の欄を追いかけますと、「3歳児」では、困ったことやしてほしいことを言葉で伝えたりする。このことから、友達に「入れて」、「貸して」など身近な生活の中で必要な言葉に気付き、自分も使ってみるなど、こうした発達が「5歳児」まであります。つまり、小学校入学までにこうしたことが考えられるので、こういう発達段階に応じて確実に経験させたい内容を示してあります。

なお、「規範」については、「人とのかかわり」の「3歳児」の欄にあるように、生活や遊びの中での簡単な決まりがあることを知り、それを守ろうとする。働きかけから、やって良いことと悪いことがわかる。「4歳児」では、簡単なルールを守って遊び、楽しさを味わう。やって良いことと悪いことがわかる。「5歳児」では、友達と一緒に遊びを発展させる中で、自分たちで遊びや決まりを作り出して守って遊ぶなどの発達過程があり、こうしたことを確実に体験させ、身に付けさせたいということを示してあります。

続いて、報告資料（2）の4枚目が保育・教育課程の核になる部分ですが、本文では23ページから96ページまでに示してあります。全部の御説明は無理ですので、資料2では、3歳児のⅡ期（6月～9月上旬）の段階の保育・教育課程についてお示ししてあります。資料1同様、大きく三つの区分、八つの視点で、こうした活動を行うということを左側上段で示し、指導例として、「泥んこの感触を楽しもう」ということ

で、「素材の感触や新しい遊び方に興味をもってやってみる。」と示してあります。この指導例をもう少し具体的に示したものが資料2の右側です。「泥んこの感触を楽しもう」として、3歳児の6月くらいにはこうした活動をするということが示してあります。

右側の構成として、まず「環境の構成」とあります。これは、保育者が指導方法について具体的にイメージできるよう、どのような学習環境を事前に構成・設定するかを示してあります。そうした活動を行う中で、子供の姿がこのように変わっていくことを気付いていただくということで「子供の姿」を示してあります。子供の姿は現実に見えるわけですが、子供たちが経験している内容が「経験している内容」として載っております。例えば「泥んこの感触を楽しもう」であれば、「サラサラ、ベチャベチャ、ドロドロ、冷たいなど様々な感触を味わう。」や、「同じ場にいる保育者や友達と同じように遊ぶことを楽しむ。」など、これも「学びの芽生え」、「人とのかかわり」、「健康・体力」として示してございます。

特に注目していただきたいのは、「援助のポイント」として書いてありますが、保育者がどのような形で援助をすればよいかを示してあります。本文の23ページから96ページには、こうした指導事例が約60事例、発達段階に即して載っております。特に、「指導例」として具体的に示しているものとして28事例あります。

「就学前教育カリキュラム」の構成として、96ページまでが幼稚園・保育所の保育・教育課程について示しており、98ページからは第3章「小学校入門期における指導の接続」が示されており、小学校の入門期編という位置付けで捉えていただければと思います。

第3章について御説明申し上げます。「各教科における指導の接続」としてそ、保育所や幼稚園から上がってきた小学1年生の入門期における国語、算数、生活、音楽等の学級活動の指導例を示しております。教科等の学習において、保育所や幼稚園で子供がどのようなことを経験してきたかを明らかにして、小学校入門期ではこのように指導すればよいということを、算数科であれば、単元名「10までの数」でお示ししてあります。就学前教育で経験してきたことを踏まえて、先生方は接続を考慮した指導のポイントをもって指導していただきたいということを示してあります。

資料3の右側では、「日常生活における指導の接続」を示してあります。入学当初の過ごし方、学習規律の身に付け方、給食の配膳の仕方、清掃の仕方、登下校の仕方等でございます。

「就学前教育カリキュラム」の内容を簡単に紹介いたします。107ページを御覧いただきますと、小学校第1学年の担任の先生方は、幼稚園や保育所でこういうことを経験してきたから、特に日常生活ではどのようにしたらいいかということで、教室環境はこうしたらいいということが載っております。

108ページを御覧ください。正しい姿勢、鉛筆の正しい持ち方、靴の入れ方、引き出しの中に入れるものはこのように整理整頓して入れるということ。109ページでは、学習規律について載っております。110ページは、「お弁当から給食へ」ということで、こうした点で生活環境が変わるとということ、こうした点に留意してくださいということが載っております。あるいは、111ページは「清掃」ということで、雑巾の絞り方の写真等も載せてあります。112ページは「登降園から登下校へ」ということで、特に小学生になると児童はそれぞれ自分で帰宅しなければいけないことになります。児童が慣れるまでは、児童が帰る方向別に班を組み、担任教諭や専科教諭、主事等の教職員が協力して児童を引率してきちんと指導することが大切であるということを示してあります。

最後に、報告資料(2)の1枚目を再度御覧ください。「期待される効果」が左下に示してあり、右側には「今後のスケジュール」を示してあります。

この冊子は、都内の公立幼稚園197園、私立幼稚園858園、国立幼稚園3園、認定子ども園55園、公立保育所978か所、私立保育所771か所とともに小学校1,311校にそれぞれ3部ずつ配布していきたいと考えております。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がございますか。

**【竹花委員】** この種のカリキュラムは初めて作成されるものですか。

**【指導部長】** 昨年、連携の仕方ということでプログラムを作成しました。今般初めて作成したものでございます。

【竹花委員】 細かく検討されて、時間もかけて幼稚園や保育園の先生方を含めて議論されて、よくまとまった資料で、使うとそれなりの教育問題等の解決にも、子供たちの成長にとっても、非常に有用な指針として活用することが期待できると思います。

一方で、各幼稚園の先生方もよくおわかりだと思いますが、このカリキュラムは文部科学省の学習指導要領とは違いますので、東京都教育委員会としてはこういうことを望みますということを明確にして、是非とも参考にしてもらいたいということをよく伝えてもらいたいと思います。とともに、乳幼児期は、ことに成長における個体の差が大きいので、3か月単位で分けた指導の仕方については現場でうまくこなしていないと、この時期はこれができる当たり前というような使い方をされると、かえって現場を混乱させることにもなると思いますので、これはそれなりの目安なり目標として掲げたものであることを、配布の際にはよく御説明していただくのがいいだろうと思いますので、その点をよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

【指導部長】 1点目についてですが、この冊子についての説明会を2回行う予定です。幼稚園の先生方、保育所の保育士の皆様方に対する説明会をきちんと開催していきたいと考えております。プログラムを作成した際にも説明会を行いました。保育所の保育士の皆様方は、プログラムを御覧いただいて、よくわかったと。今度のカリキュラムについても期待しておりまして、早く説明していただきたいという声がありますので、今、委員が御指摘のように、説明はきちんと行いたいと考えております。

2点目ですが、確かに3か月ごとの区切りですと、とにかく、この時期はこうならねばならぬという形になるかと思いますが、当然のことながら、子供たちはそれぞれ心身の発達状況が違いますので、一例であり、一つの目安であるということを示していきたいと考えております。

こうしたものは保護者にも是非配っていききたいと考えており、来年度は保護者向けの啓発資料の作成も考えております。

【竹花委員】 これは現場の先生方に一度使ってみてもらって、また意見をいただいて訂正していくという作業をしていただければ、これが死んだ文書にならないようにするための保証だと思います。是非とも、その点も説明の際にそういう機会を設け

たいので、御意見を寄せてもらい、今後更にこれを良くしていくことの姿勢も併せて示してもらえればありがたいと思います。よろしく申し上げます。

【指導部長】 実は、2か所のモデル地域を3年前から、文京区と北区、それぞれ二つの園と一つの小学校の計3校ずつで実施しております。こうしたモデル地域の保育所・幼稚園においてカリキュラムを用いて実施してもらい、その取組の成果を今度はシンポジウムの形で来年1月に発信していきます。様々な御意見をいただき、今、御指摘いただきましたように改善をして、より良いものにしていかなければいけないと考えております。

【委員長】 最後の点については私も全く同感です。お使いになった先生方の御意見をくみ上げるという方策について、検討をお願いしたいと思います。

【内館委員】 これはとてもよくできていて、大変楽しく読みました。これは来年作る場合のことでいいのですが、59ページの写真是何をしているのかよくわかりません。最初、12ページを見たとき、先生に抱っこされて眠っているのと思ったら、59ページの大きな写真を見ると、着替えにしても変です。来年は、わかりいいように変えたほうがよろしいような気がします。

【指導部長】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 大量の資料ですので、後ほど御覧になって、御意見がございましたら、事務局をお願いしたいと思います。

ほかにはよろしゅうございますか。

【瀬古委員】 大変よくできていると感心しています。子供たちは、小学校に入学する前に学校へ見学に行ったりということはしないのでしょうか。

【指導部長】 その件についても調査しておりまして、小1問題、中1問題の調査の際に併せて実施しております。保育所・幼稚園の園児が小学校との交流活動を実施しているところが、都内では約84パーセント近くあります。したがって、園児と小学校低学年の子供たちが活動をともにするという事は実施しております。

【瀬古委員】 授業を見たりということもしていますか。

【指導部長】 はい、しております。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件

については報告として承ったことにさせていただきます。

(3) 東日本大震災に伴う東京都教育委員会の支援活動について

【委員長】 報告事項(3)、東日本大震災に伴う東京都教育委員会の支援活動について、総務部長から説明をいただく前に、既に東京都職員の皆さんが相当数多く現地に入られておまして、現地へ行かれた方が様々な場면을撮影されております。全部で40分くらいの記録ですが、それを3分ほどに縮小したものを御紹介させていただきます。

岩手県陸前高田市という非常に大きな被害があった場所の映像です。その映像を御覧いただきました後、総務部長から簡単にこの件についての御説明をいただきたいと思えます。

(記録映像上映開始)

【総務部長】 今、御覧いただいておりますものは、4階建ての陸前高田市役所の映像で、4階の上まで津波の被害が及んでおります。

右に振りますと、前に3階建ての教育委員会の建物がありますが、御覧のように壊滅状態です。

【瀬古委員】 ここは海からどのくらいの距離ですか。

【総務部長】 海に近いことは確かですが、正確な距離は後ほどお答えさせていただきます。

【教育長】 あの3階建ての建物に教育委員会の事務室があるのですが、そこにいた人が全員被害に遭ったということで、30人くらいいる職員のうち、出張でたまたま外に出ていた職員が5人くらいで、あとの皆さんは亡くなったそうです。そのため市の教育委員会そのものがなくなっている状態ですので、支援をしてあげないと教育が再開できない状況でございます。

【総務部長】 映像にありますのは、県の教育委員会の方から御説明をいただいているのですが、県の教育委員会も、こういう状況の中、市の教育委員会に、東京都からどういう手を差し延べてもらえばいいか、被災直後で何をしてもらおうかというところ

ろからわからないような状況といえますか、手さぐりの状況で支援を作り上げていく形になっております。

全体で40分の構成で、盛岡市、大槌町、釜石市から三陸海岸線、そしてこの陸前高田市の映像ですが、お手元にDVDの40分版を資料として置いてございますが、ほぼ同様の悲惨な状況がおさめられております。

今、真ん中に立っている方が県の教育委員会の方です。

陸前高田市については、市の教育委員会は、本日現在においてもどのような支援をするか固まっていません。後ほど御説明いたしますが、大槌町からは、教育委員会の立ち上げということで東京都教育委員会へ要請が来ております。

3月28日か29日の映像です。

(記録映像上映終了)

**【委員長】** それでは、総務部長、説明をお願いいたします。

**【総務部長】** 東日本大震災に伴う東京都教育委員会の支援活動について御報告いたします。

ただいま御覧いただきましたDVDは、被災直後の3月末に部長級をトップとする職員が被災地の教育ニーズ把握のために撮影したものでございます。内容は、御覧いただきましたように、岩手県陸前高田市の市役所と教育委員会の庁舎の津波による被害状況です。

東京都教育委員会は、地元の要望を待つのではなく、何よりも被災地の状況をいち早く把握することが第一ということで、被災地の教育委員会から、直接、状況や要望をお聞きして、ニーズに合わせた支援策の具体化を図るため、3月28日から、部長級をトップとする職員を、岩手県、宮城県、福島県の3県に派遣しております。当時は、道路や鉄道などの移動手段が分断された状況の中、職員はあらゆる手段を講じて現地に入り、ただいまのような映像を撮ってきました。

映像でおわかりのような状況ですので、現地の県の教育委員会も最初のうちは混乱しており、実際に支援内容すら県の教育委員会ではわからないような状況でしたが、東京都教育委員会の支援の本気度といえますか、腰を据えた支援をようやく理解していただき、そうした面では、文部科学省の支援ポータルサイトや全国知事会の支援要

請に先立ち、地元の県の教育委員会に胸襟を開いていただきまして、東京都教育委員会に対して具体的な支援内容の要望を出していただける信頼関係が構築できたと思っております。

また、東京都教育委員会では、現地の教育ニーズを踏まえ、その後、区市町村教育委員会や千葉県、埼玉県、神奈川県教育委員会と連携して職員派遣の支援をしていただくよう要請しております。

資料報告（3）の左側1番、2番は、都内で支援している内容です。右側3番は被災地への支援としてまとめてあります。

なお、東京都は現在、震災発生以来、都民生活と首都機能を守りながら、同時に被災地を支援する緊急対策事業を進めております。

それでは、資料説明に入ります。まず右下の囲み、3月11日の震災の概要を若干御説明いたします。発生日時は3月11日14時46分頃で、その後も大きな余震が続いておりますが、当日はマグニチュード9.0、各地の震度は御覧のとおりでございます。東京都は震度5強で、都内では交通機関が止まり、幹線道路が大渋滞を起こしております。帰宅難民が約10万人と報道された状況の中で、大量の帰宅困難者支援として、左上1番にありますとおり、都立学校における帰宅支援ステーションの開設を都立学校256校で実施しております。3月11日の当日、14日、17日の大きな余震があった日、3日間、全都立学校で帰宅支援ステーションを開設するとともに、その後の余震については、各都立学校独自の判断で帰宅支援ステーションの開設準備をしております。

地震発生日である3月11日の受入実績として、帰宅困難者の受入数は5,987人。100人以上の受入れは御覧の12校です。最大受入数は新宿高等学校で約2,500人。また、学校から帰れなくなった児童、保護した児童・生徒数は8,414人となっております。

被災者、避難者の受入れですが、この取組は3月18日にプレス発表した内容で、被災した児童・生徒の受入れ（衣・食・住及び就学支援）として、場所は御覧のBumB以下4か所で、受入可能人数は374人、受入期間は3月19日から7月20日までの予定でございます。4月13日現在、受入実績が24人で、全て福島県在住で小・中・高校生で、すべてBumBに入っております。

次に、被災した生徒の都立高校、都立特別支援学校への転入学受入れとして約2万

人程度を予定しておりますが、都立学校は100校で170人、都立特別支援学校は6校で7人が4月12日現在入っております。給付の内容ですが、アとして、教科用図書及び授業で使用する補助教材、イとして、体育着、柔道着、剣道着などの実技・実習に要する用具、ウとして、修学旅行、移動教室などの校外学習に参加するための費用、これらを給付する予定です。修学旅行につきましては、今年度を実施する修学旅行についての補助を考えております。

なお、参考として、区市町村立小中学校への転入学の受入れについては、4月12日現在、小学校で582人、中学校で206人となっております。

なお、小中学校では、区市町村の就学援助資金制度を利用して、上記のような給付内容が対応可能と伺っております。

避難者の受入施設への教育庁の職員派遣として、全庁的に実施しているものですが、東京武道館、味の素スタジアム両施設に日々8名の教育庁職員を派遣しております。このほかに、東京都では、ビッグサイト、国際フォーラム、併せて4か所に総人数延べ5,420人の職員派遣を予定しております。

右側の3番でございますが、被災地の教育活動への支援として、被災地の教育ニーズの把握として、3月18日と23日に、岩手県、宮城県、福島県へ、被災地の県教育委員会へ直接、被災した児童・生徒の受入れ(衣食住付き)の説明をして、是非、御利用していただきたいと御案内しております。内容は、左側の2で御説明したとおりでございます。

3月28日から、教育ニーズの把握のために部長級をトップとする職員3名を含む延べ11名を被災地3県に派遣しております。

なお、協議が調ったところから後方支援部隊として現地活動拠点を確保しております。

被災地の教育ニーズを踏まえた教職員等の派遣として、4月2日からは全庁的に支援をしているもので、宮城県へ東京都職員を派遣し、被災地避難所運営等の支援を延べ1,000名で実施しております。このうち東京都教育庁の職員は1割の100名を派遣しております。

4月3日からと4月10日からの2回にわたり、宮城県教育委員会のニーズを踏まえ、

教員のカウンセリングのための医療スタッフを派遣しております。臨床心理士等、延べ10名でございます。

4月7日から4月16日は、宮城県のニーズに合わせ、教育委員会へ学校施設等の応急危険度調査（校舎等の被害状況調査）のため建築職員7名を派遣しております。

4月10日からは、岩手県教育委員会へ、学校再建のための指導主事、事務職、建築職、心理職、スクールカウンセラーを派遣しております。

区市町村教育委員会等との連携として、区市町村教育委員会と1都3県で構成しております千葉県、埼玉県、神奈川県からは既に職員派遣の申出をいただいております。支援が長期になることが予想されますので、これら区市町村の教育委員会及び1都3県が連携して事業を進めてまいりたいと考えております。

今後の予定ですが、現地派遣職員と被災地教育委員会との連携による新たな教育ニーズを踏まえ、教員等の職員をおおむね100名程度、1年間の長期派遣を現在検討しております。このほか、福島県教育委員会には、スクールカウンセラーの要望がありましたので、今後派遣してまいります。また、宮城県教育委員会では、3度目になりますが、教員がかなり疲弊しているということで、カウンセリングのための医療スタッフの派遣を予定しております。

また、都内の支援とも関わりますが、今後、ホームステイの形での支援も考えております。

まずはできるところから支援を始めるということで、ハブ・アンド・スポークとして、まずハブの現地の県教育委員会とスポークの市教育委員会の支援の数を増やしていくことが重要と考えております。このほか、被災地から都内に受け入れております児童・生徒への状況調査を実施して支援につなげていこうと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

**【竹花委員】** きちんと早期に様々な支援活動を実施していただきまして、事務方の労苦を多としたいと思います。支援がこれから長期間必要とされることが明らかな状況の中で、現地のニーズも徐々に変わっていくと思いますので、そこを敏感に把握

しながら、できるだけ支援していくことが東京都教育委員会としても求められると思  
います。

それに関連して質問があります。1点目は、これらの施策に要する経費はどういう  
形で確保していますか。

【総務部長】 今後、災害救助法の国費の対応が明らかになってくると思いますが、  
当面は、財務当局からも、支援の経費は、当然認められるものはどんどん支援しろと  
指示されておりますので、それが国の災害救助法の指定に該当するかどうかも含めて、  
まずできるところから実施していくようにと言われております。

【竹花委員】 現に支出していかなければいけない職員の出張旅費もありますね。

【総務部長】 当面は我々の経費として支払い、後ほど国費から精算するような形  
で、阪神・淡路大震災と同様の形がとれるかと考えております。

【竹花委員】 都として何か補正予算を組むなどということは予定されていません  
か。

【総務部長】 東京都では緊急対策事業で、今まとめておりますが、補正予算  
1,000億円を組むことは表明しております。

【竹花委員】 わかりました。その確保も大事だと思います。

2点目の質問は、区市町村の教育委員会も同様の取組をしていると思いますが、そ  
ういう状況について把握しておられますか。

【総務部長】 はい。区市町村は、都市提携として市町村とのつながりの中で現地  
と協議しているところがあるように聞いておりますが、県の教育委員会なりの窓口  
に直接お話しするのではなくて、あのような状況の中の市と連絡を取って、どのよう  
な個々の支援ができるかという話は聞いているようですが、全県の状況把握は、やはり  
東京都教育委員会が情報を一元化して、そこで情報提供するという形をとらせていた  
だいております。

【教育長】 補足しますと、区市町村の教育長の協議会がありまして、その役員  
と、現に避難者を受け入れている区市の教育長に集まってもらって情報交換の場を設  
けて、一緒に協力して当たりましょうということをしております。

それから、区の教育長会、今は港区ですが、私が港区の教育長に会って、こういう

ニーズがあるので出せる人を出してくださいという話もしています。市も同様に役員の方に会って話をしております。その後、事務的に教務担当の課長会へ我々が出向い  
ていき、現地のニーズの中身を伝えて支援の方向付けをしております。

【竹花委員】 ありがとうございます。2点目の質問の趣旨は、教育行政に関わる  
様々な支援は、権限を持っている人たちが、教育委員会もそうですし、予算を講じて  
くれる知事部局、あるいは、市町村も、そういう形で分散されています。それは向こ  
うも事情は変わらないという中で、速やかなニーズの把握、それに対する答えを、誰  
がどのように出していくのかということについて、結構混乱すると思います。強く要  
請されれば、そこは答えられるけれども、現地の市町村教育委員会と、今の陸前高田  
市のように、要求したくても要求する人がいないようなところは置き去りにされる可  
能性があります。そうしたことを含めて、総合的に現地の状況を収集し、かつ、こち  
らも東京都全体として、東京都教育委員会ばかりではなくて区市町村教育委員会も互  
いに情報をよく共有し合いながら、必要なところに手が届くような仕掛け作りをき  
ちんとしてもらいたい。

そうしないと、本当に大事なところに届かないで、声の大きいところ、たまたま気  
が付いたところにしか行かないということにもなりかねないと思います。また、その  
ようにすれば区市町村の予算も組み込むこともできますので、東京都全体として被災  
県に対して教育行政に携わるところ全体が援助していく、そういう仕組みを構築して  
実施していただくと現地も助かるし、こちらとしても力が結集できると思います。

3点目として、現地の教員が足りないという問題は、現実問題としてかなり厳しい  
だろうと思います。これに伝えてあげないといけないけれども、こちらも教員に余り  
がある状況ではないので、これにどう応えていくかは大変大きな問題で、予算上の措  
置を何とかうまく講じて、OBの職員の活用を考えていただきたい。今、かなりの人  
数を再任用している人たちもいますが、それ以外の人たちに呼びかけて、予算は東京  
都が負担して現地へ行ってもらおうということも考えてもらえればと思います。

最後に、大きな問題ですが、両親をなくしたり、全くの孤児になってしまった子供  
たちもかなりの数がおられると思います。被災した県の人たちが養護施設を拡充し、  
当座はそういう子供たちの面倒を見、教育上の援助もしていくことは、かなり難しい

のではないかと思います。その子供たちへのそれなりの対応、現地支援ができるような仕組みを先に考えていかなければいけない。そこで一番頼りにされるのは東京都ではないかと思います。東京都の養護施設もかなり満杯と聞いていますが、そうした施設の拡充、そうした子供たちの里親を探すことも含めて、子供たちを将来にわたってどう育てていくかについて教育庁が一枚かんで、新しい施策を福祉保健局などの関係部局と相談してもらって、是非とも考えてもらいたいと思います。

今、こういう子供たちの把握はまだできていないと思います。阪神・淡路大震災では、全くの孤児になった子供は68名、今回は恐らく数百名の規模になるのではないかと思います。その子供たちをどうするのかということは、将来、次代を担う子供たちですから、いろいろな大人がいろいろな手を差し延べなければいけないので、東京都の教育行政や福祉行政が培ってきたものがそういうところにうまく生かせるように援助していくことも大切だと思います。その点での支援も念頭において対処してほしいと思います。

**【教育長】** 親も家も親戚も全部失った子供が必ずいますので、その子供たちをとりあえず受け入れようというのが報告資料（3）の2の（1）のBumBその他で実施している事業です。

また、里親につなげるまでの間、教員OBを中心にして、ホームステイで受け入れてくれる人を求めています。そういう人たちであれば、どういう家庭で、どういう人かということがわかっているので、そこで受け入れて、そのまま里親になる場合もあるでしょうし、別途里親につないでいくこともあり得ると思います。その受入準備はかなり進めております。

**【竹花委員】** 記述でははっきりしなかったのですが、報告資料（3）の2の（1）の「①受入実績」の24人の子供たちは、親も親戚もなくしている子供たちですか。

**【総務部長】** いえ、福島の方ですので、避難されてきた方々です。どうしても子供を現地に戻すことができずに、とにかく学校だけは通わせてくれという要望がありまして、学校に通っている子供たちです。

**【竹花委員】** わかりました。

知事の御発言の中にも、東京都は復興を全面的に応援するというお話がありましたし、東京都教育委員会もその趣旨を<sup>そん</sup>寸度しながら——<sup>そん</sup>寸度しなくても実施しなければいけないことですが、しっかりと目配りをしていただきたいと思います。

こういうことを考える責任部署、チームのようなものを、東京都教育委員会では設置してくれていますか。総務部長が責任者でしょうけれども。

【総務部長】 災害対策本部を設けて、あらゆる支援は災害対策本部で検討して実行に移すという形になっております。

【竹花委員】 うまくチームを組んでいただいて、継続して残さなければいけないチームだろうと思いますので、そんなところにも御配慮いただきたいと思います。私も気が付いたら、また加えていろいろ申し上げたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

【総務部長】 補足しますと、現地の岩手県と宮城県については、県教育委員会と連携して、我々の職員が現地に場所を確保して、後方支援として現地に送り出す職員の面倒を見るため常駐するような形になっております。

また、教員につきましては、各県からも支援があるようですが、1か月くらいの単位の支援だけで、東京都のように1年にわたるような支援は初めてということで、大変助かると言われておりますので、やはり長期的な支援をしていきたいと考えております。

【竹花委員】 よろしくお願ひします。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についても報告として承ったことにさせていただきます。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

4月28日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会全委員協議会

5月11日(水)

ホテルアソシア静岡(静岡県)

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

次回の教育委員会定例会は4月28日木曜日午前10時から、教育委員会室を予定しております。

1都9県教育委員会全委員協議会は5月11日水曜日、静岡県で開催されます。参加される委員につきましては、現在調整中でございます。

以上です。

【委員長】 日程についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

以上で、本日の教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(午後0時03分)